

国立研究開発法人森林研究・整備機構の
平成28年度に係る業務の実績に関する評価書(案)
概 要

評価項目	大臣評価案の主な内容(※カッコ内の評価は機構の自己評価)
第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 研究開発業務	
(1) 研究の重点課題	
ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発	東日本大震災で被災した海岸防災林の研究成果の公開に加え、海岸林整備技術に関する提案を行政部局に実施。簡便で応用性に富む乾材害虫や外来アリを同定する新手法を開発するとともに、シカとカモシカの糞を識別するキットが製品化。COP22でのサイドイベント開催や技術解説教材の出版等、国際的にも貢献。 A(A)
イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発	北海道全域を対象としたトドマツ人工林経営評価マップを開発。ヤナギ短伐期栽培での施肥やマルチを用いた高収量の達成。高エネルギー効率の熱利用の普及拡大に向け、木質バイオマスの熱電併給事業評価ツールを開発。 B(B)
ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発	ひき板フィンガージョイント接合技術の研究結果が日本農林規格の改定原案に反映され、CNFIについては、生体への安全性解明や、小規模実証プラントでの製造プロセスの高効率化を達成。リグニン研究は「日本再興戦略2016」に位置づけられ、G7伊勢志摩サミットでも展示。さらに、リグニンの迅速・安全な定量法の開発や、熊本地震での木造建築物の被害状況の緊急調査・分析を実施。 A(A)
エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化	放射線汚染地におけるきのこのホダ木汚染度と積算線量との関係性を分析し、汚染地でのホダ木管理方法を提示するとともに、国産トリュフを新種として記載。目標を上回るエリートツリー、花粉症対策品種、マツノザイセンチュウ抵抗性品種を開発するとともに、雄性不稔遺伝子のDNAマーカーを開発。乾燥ストレスの高速測定技術を開発するとともに、ケニアでの育種分析で国際的にも貢献。論文、データベース公開等により研究成果を幅広く発信。 A(A)
(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布	幅広い地域での気候変動下における生態情報の収集・公開、木材標本の生産・配布・データベース化等の取組を実施。きのこ類等森林微生物の遺伝資源について、年度計画を上回る点数を収集。優良品種等の原種苗木等を都道府県等に対して要望期間内に配布。 B(B)
(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組	研究所の組織体制の見直し、行政部局との活発な情報共有、14機関から成る研究コンソーシアムの形成等、橋渡し機能を強化。地域課題解決に向けた意見交換、熊本地震の被害実態緊急調査への迅速な対応等、ハブ機能を強化。水源林造成事業現地検討会でのシカ被害対策や省力育林技術等に関する講演、森林保険部門と連携した森林気象災害に関する調査分析、放射能汚染分析による復興計画策定への貢献、林木育種センターによる特定母樹利用に係る技術情報提供等、研究開発成果の社会還元を実施。研究開発成果に対する外部評価委員の評価結果について次年度の資源配分への反映、産学官民連携・地域連携・国際連携活動への予算の重点配分等、限られた予算・人員を有効に活用。 A(B)

2. 森林保険業務			
(1)被保険者へのサービスの向上	保険推進課の新設、保険契約の引受けに係る期間の短縮化を実施。委託先への講習会等により、職員の能力向上に努めた。		B(B)
(2)加入促進	各種媒体を用いた広報活動、個別訪問を実施。ブロック会議等を通じて重点的取組を整理し、これに沿った活動を展開。保険金の迅速な支払いに向け、講習会等により職員の能力向上を図った。		B(B)
(3)引受条件	保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービス向上に向け、引受条件の見直し、改定案の作成を実施。		B(B)
(4)内部ガバナンスの高度化	外部有識者を含む統合リスク管理委員会を開催して点検を実施。職員研修によりガバナンスを強化。		B(B)
3. 水源林造成業務等			
(1)水源林造成事業の推進			
ア 事業の重点化	特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内に限定して新規契約を締結。		B(B)
イ 事業の実施手法の高度化のための措置	新規契約は広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定し、既契約は長伐期化、複層林化を推進。チェックシートの活用や低コスト施業により事業の効果的・効率的実施や透明性の確保に取り組むとともに、搬出間伐、路網整備での間伐材活用を推進。		B(B)
(2)その他完了した事業の評価及び債権債務の管理			
ア 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務	東日本大震災等の影響により評価の実施が1年延期となった地区が一部あるものの、完了後の評価に係る業務及び完了後の評価を適切に実施。		B(B)
イ 債権債務管理に関する業務	林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等に係る債権債務等について、徴収・償還を確実に実施。		B(B)
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1. 一般管理費等の節減			
(1)研究開発業務	電気等の経常経費の節減、低利用率の固定資産の処分、業務の見直し・効率化により、目標達成。		B(B)
(2)森林保険業務	職員全員が徹底して経費節減に取り組み、予算の計画的執行に努め、一般管理費を大幅に削減。		B(B)
(3)水源林造成事業等	情報システムをはじめとした調達の効率的・効果的な実施等により、事務経費を削減。		B(B)
2. 調達の合理化	調達手続の効率化や一者応札・応募の改善、検査体制の徹底や随意契約審査委員会による点検等、調達等合理化計画に従い幅広い取組を実施。		B(B)
3. 業務の電子化	新システム導入による事務手続の簡素化等、業務の電子化への改善を図り利便性を向上。認証システム導入により、不正アクセスに対する堅牢性を確保。テレビ会議システム等を積極的に活用し、打合せ等を効率化。		B(B)
第3 予算、収支計画及び資金計画			

1. 研究開発業務	収益化単位での業務管理を適切に行い、セグメント情報の開示に向けた取組を実施。研究者への情報提供・研修を通じ、研究費の採択を図り、自己収入を確保。	B(B)
2. 森林保険業務		
(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し	統合リスク管理委員会を開催し、専門的見地から積立金の規模の妥当性の検証等を実施。	B(B)
(2) 保険料収入の増加に向けた取組	関係機関と連携し、地方公共団体を始めとした森林所有者に対し積極的な加入促進活動を展開。森林施業プランナーの活用や満期案内の送付による継続契約の確保等を実施。	B(B)
3. 水源林造成業務		
(1) 長期借入金等の着実な償還	受益者負担金等の全額徴収により長期借入金及び債券を着実に償還。長期借入金について、複数の前提条件を見直した上で債務返済の見通しに関する試算を行い、確実に償還がなされることを確認。	B(B)
(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営	情報システム等の効率的・効果的な調達など一般管理費の節減等を踏まえ予算を作成、効率的に運営。	B(B)
4. 保有資産の処分	保有資産の国庫返納等を適切に実施。	B(B)
第4 短期借入金の限度額		
1. 研究開発業務	(該当なし)	—
2. 水源林造成事業等	短期借入金の額は年度計画の限度内で、年度内に確実に償還。	B(B)
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
1. 研究・育種勘定	不要財産の国庫納付等を確実に実施。	B(B)
2. 特定地域整備等勘定	不要財産の国庫納付等を確実に実施。	B(B)
第6 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
	不要財産以外の重要な財産の譲渡について、適正な処理を実施。	B(B)
第7 剰余金の使途		
1. 研究・育種勘定	(該当なし)	—
2. 水源林勘定	(該当なし)	—
3. 特定地域整備等勘定	(該当なし)	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等		
1. 施設及び設備に関する事項	空調設備の改修や被災施設の建替、新たなセキュリティシステムの導入等により、省エネや安全確保を実施。苗畑用地取得等、効率的な業務実施に必要な条件を整備。	B(B)
2. 人事に関する計画	管理体制の強化のための組織の見直し、効率的・効果的な業務実施のための専門的人材の確保や適切な職員配置を実施。	B(B)

3. 積立金の処分	前中長期目標期間繰越積立金について、有形固定資産の減価償却費や負担金の徴収事務等、計画に定められた費用に充当。	B(B)
4. 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成業務における連携の強化	森林保険部門のデータを元に、研究部門で被害種別判定システムを開発。水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして、コンテナ苗やエリートツリー、獣害対策等の調査を実施するとともに、森林整備センターが各地で開催する検討会を通じて地域の森林・林業関係者に研究開発成果を「橋渡し」。	B(B)
5. 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化	戦略課題単位で林野庁と定期的会合を開催。都道府県林業研究試験機関のブロック会議等でも中核機関として関与するとともに、国立研究開発法人協議会や環境研究機関連絡会にも参画。森林保険業務では、森林整備事業ブロック別打合せ等を通じて、効果的・効率的に広報活動を実施。	B(B)
6. 広報活動の促進	研究開発業務では、プレスリリースやシンポジウム、施設一般公開等により広報活動を推進。森林保険業務では、各種媒体や個別訪問等を通じ、積極的な情報発信や理解の醸成に努めた。水源林造成事業では、地域の森林・林業関係者を対象とする技術検討会等を通じて、研究開発部門と連携して森林整備に係る技術情報を提供。ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行って透明性の向上に努めた。	B(B)
7. ガバナンスの強化	内部規定の見直しや役職員への各種研修の実施等、内部統制の取組を実施。監事・監査従事職員についても、セミナー等を通じて資質向上に努めた。外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会の開催等、PDCAサイクルによるコンプライアンスの維持・改善を推進。公益通報窓口の拡充や、危険予知活動等を通じたコンプライアンス意識の強化、倫理観の向上に取り組む。	B(B)
8. 人材の確保・育成	クロスアポイントメント制度導入に向けた取組、男女共同参画に配慮した職員募集、出向者受入れによる専門性の向上等、多様な人材や業務の適正な実施に必要な人材を確保。業務に必要な免許・資格の取得に向けて、計画的に研修を実施。行政施策や技術移転等への貢献も勘案した人事評価を実施。ラスパイレス指数は、国家公務員とほぼ同水準。	B(B)
9. 情報公開の推進等	法人文書等に関する情報公開、迅速・適切な情報開示を実施。森林保険業務では、民間の損害保険会社で用いられる基準等を踏まえて、適切に情報を公開。	B(B)
10. 情報セキュリティの強化	政府のセキュリティ基準等を踏まえた情報セキュリティポリシーの見直し、研修・訓練を通じた個人情報保護への意識向上、サイバー攻撃への対応能力強化や不正アクセスに対する堅牢性の確保を実施。	B(B)
11. 環境対策・安全管理の推進	省エネ型の機器の導入、数値目標設定による職員への普及啓発等、環境負荷の低減に取り組むとともに、システム導入による化学物質の管理を実施。水源林造成事業では、応急器具等の配布やメンタルヘルス対策への取組、技術指導の一環としての事業者等への労働安全衛生指導や、他機関と連携した安全パトロール等、労働安全衛生の確保に努めた。	B(B)